

議案第 28 号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の
一部改正について

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年 3 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の
一部を改正する条例

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市道路占用料に関する条例（昭和29年 9 月天理市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用の種類	単位	占用料（円）	摘要
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	440	組立鉄柱又はH柱は、2 本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		680	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		920	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		400	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		630	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		870	
その他の柱類		40	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4	
地下電線その他地下に設ける線類		2	
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	390	

地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	240	
公衆電話所		1 個につき 1 年	790	
郵便差出箱			330	
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1 年	17	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240	
	外径が1メートル以上のもの		470	
アーケード		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	790	日覆を含む。
地下街及び地下室			近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額	階数が1のもの
通路	上空に設けるもの		870	こ道橋を含む。
	地下に設けるもの		520	
	その他のもの		790	橋その他これに類する施設を含む。

板囲、足場、柵等の工 用施設類				170	
仮設建築物			占用面積1平方メ ートルにつき1月	170	工事用資材置場、 盤台、露店その他 これらに類するも の
広 告 物 類	看板	一時的に設 けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	170	添加広告物を含 む。
		その他のも の	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,700	
	旗ざお	一時的に設 けるもの	1本につき1日	17	
		その他のも の	1本につき1月	170	
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1月	1,700	
		その他のも の		870	
	広告塔		表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,700	
	標識		1本につき1年	630	
その他の工作物、物件又 は施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年	近傍類似の土 地の時価に 0.017を乗じ て得た額	倉庫、店舗その他 これらに類するも の
その他前各項により難い 占用			—	前各項に準じ て市長が定め る額	

別表備考第5項を次のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 天理市法定外公共物管理条例（平成16年9月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		単位	占用料（円）
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、郵便 差出箱その他 これらに類す る工作物	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	440
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		680
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		920
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		400
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		630
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		870
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		40
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		790
	郵便差出箱		330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240
水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47

	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		71
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		95
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		170
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		240
	外径が1メートル以上の もの		470
通路	上空に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	870
	地下に設けるもの		520
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板（一時的に設けるも の）	表示面積1平方メー トルにつき1月	170
	看板（その他のもの）	表示面積1平方メー トルにつき1年	1,700
	旗ざお（一時的に設ける もの）	1本につき1日	17
	旗ざお（その他のもの）	1本につき1月	170
板囲、足場、柵等の工事用施設類		占用面積1平方メー トルにつき1月	170
その他前各項により難い占用		—	前各項に準じ て市長が定め る額

別表備考第5項を次のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。